

重要事項説明書（契約概要）

- 「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

●基本事項

<保険商品の名称>

正式名称	特定疾病保障定期保険
------	------------

<保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法 等>

お申込みいただく保険契約のご契約内容については、提案書や申込書でご確認ください。

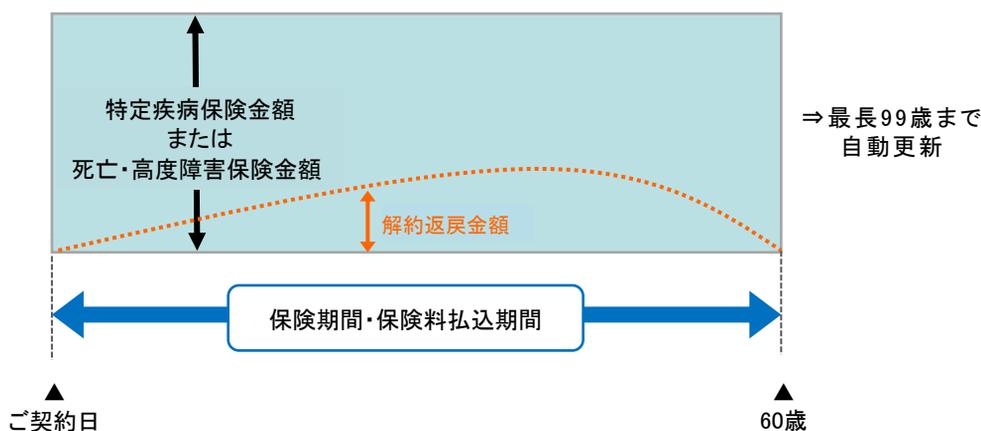
<保険料>

保険料は、被保険者の性別、ご契約年齢、保険料払込方法等によって異なります。個別の保険料については提案書や申込書でご確認ください。

●保険商品の特長

- ・ 一定期間の死亡・高度障害保障や特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）に対する保障を確保できる商品です。
- ・ 保険期間の満了後、健康状態にかかわらずご契約を自動的に更新することができます。
- ・ 満期保険金がないため、割安な保険料になっています。

《しくみ図》 保険期間・保険料払込期間：60歳の場合



2. 主契約の保障内容について

●保障内容

お支払いする保険金	死亡保険金	特定疾病保険金	高度障害保険金
受取人	死亡保険金受取人	被保険者（*1）	被保険者（*1）
支払事由	死亡したとき	責任開始日（または復活日、復旧日）以後、特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）（*2）により所定の状態に該当したとき	責任開始日（または復活日、復旧日）以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態（*3）に該当したとき

保険金のお支払いには所定の免責事由があります。詳細は、『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

- （*1） ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人である場合には、法人が当該保険金の受取人となります。
- （*2） 特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）による所定の状態については、次のページをご参照ください。
- （*3） 所定の高度障害状態については、『特定疾病保障定期保険普通保険約款（別表3）対象となる高度障害状態』をご参照ください。

●保険金のお支払いについての留意事項

特定疾病保険金	特定疾病保険金の支払対象となる「3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の状態」とは以下のとおりです。	
	悪性新生物(がん)	責任開始日(または復活日、復旧日。以下同じ。)前を含めて初めて 悪性新生物(がん) (*1)(*2)に罹患したと医師により診断確定されたとき
	急性心筋梗塞	責任開始日以後に 急性心筋梗塞 (*2)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	責任開始日以後に 脳卒中 (*2)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
<p>(*1) 以下の①～③については特定疾病保険金の支払対象とはなりません。</p> <p>①上皮内がん ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん ③責任開始日から起算して90日以内に罹患したと診断確定された乳房の悪性新生物</p> <p>(*2) 詳しくは、『特定疾病保障定期保険普通保険約款(別表3)対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中』をご参照ください。</p>		

〔ご注意〕

特定疾病保険金または高度障害保険金支払われたときには、ご契約は消滅します。

●保険料の払込免除

保険料払込免除事由	責任開始日(または復活日、復旧日)以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態(*)に該当したとき
保険料の払込免除には所定の免責事由があります。詳細は、『 ご契約のしおり・約款 』をご参照ください。	

(*) 所定の身体障害状態については、『**特定疾病保障定期保険普通保険約款**(別表5)対象となる**身体障害の状態**』をご参照ください。

〔ご注意〕

疾病により所定の身体障害状態に該当したときは、保険料の払込みが免除されません。

3. 付加できる特約について

主契約には、以下の特約を付加することができます。各特約についての詳細は『**ご契約のしおり・約款**』をご参照ください。

特約名	お支払いする保険金	支払事由
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	余命6か月以内と判断されたとき

特約名	お取扱内容
指定代理請求人特約	保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された 指定代理請求人 が請求を行うことができます。
5年ごと利差配当付年金払特約	死亡・特定疾病・高度障害保険金の全部または一部を一時金ではなく、 年金で受取る ことができます。なお、将来お受取りいただく年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出します。

●保険金等のお支払いについての留意事項

リビング・ニーズ特約	<ul style="list-style-type: none"> 特定状態保険金額は、指定保険金額(主契約と付加されている特約の死亡保険金額以下、かつ3,000万円以下)から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額になります。 主契約と付加されている特約の死亡保険金額の一部を指定保険金額とする場合、死亡保険金額のうち、指定保険金額部分は消滅し、残りの死亡保険金額部分は継続します。 主契約の保険期間満了前1年間は、特定状態保険金の請求はできません。
------------	--

4. 契約者配当金について

- この保険には配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。
- 契約者配当金は所定の利息をつけて積み立てます。
- 契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

5. 解約返戻金について

- 主契約を解約した場合は、解約返戻金をお支払いしますが、**保険期間満了日の解約返戻金はありません。**
- 特約の解約返戻金はありません。

6. 保険契約の更新について

「特定疾病保障定期保険」は、保険期間満了日の2か月前までにご契約を継続しない旨のお申出のない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます(保険料の払込みが免除されているご契約も更新されます)。

- 更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢および更新時に適用される保険料率によって計算されます。
- 保険期間は原則として更新前の保険期間と同一です。

【ご注意】

保険金削減支払法(保険金削減期間を除く)、特別保険料領収法の特別条件が付加されているご契約については、更新のお取扱いをいたしません。

■ [一社]生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は[一社]生命保険協会です。

詳細は「[重要事項説明書\(注意喚起情報\)](#)」の『12. [ご相談・ご照会・苦情等の受付先](#)』をご確認ください。

■ ご相談・ご照会・苦情等の受付先

当社のご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 **AIG富士生命総合サービスセンター**
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間: 月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

<引受保険会社> AIG富士生命保険株式会社 本社:東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆ ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日から起算して**14日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合には、お払込みいただいた保険料を全額お返しします。
- ◆ 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

2. 健康状態や職業等の告知義務について

《告知義務について》

- ご契約者や被保険者には当社がおたずねする健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師の診察を受けられた結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

《生命保険募集人への告知について》

- 告知を受領する権限は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお知らせいただいただけでは告知いただいたことにはなりません。

《傷病歴等がある場合の引受対応について》

- ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがありますが、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けすることもあります。

《告知が事実と相違する場合》

- ◆ 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始日(復活日)から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除したときは、たとえ保険金等の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。(ただし、「保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。)
- 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたとき」、当社はご契約または特約を解除することができません。(ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約または特約を解除することができます。)
- ご契約または特約を解除したとき、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- ◆ 上記のご契約または特約を解除した場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日(復活日)から2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の責任開始期について

責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

- ◆ お申込みいただいたご契約の引受けを当社が承諾した場合は、責任開始期は以下のようになります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時(※)」または「告知の時」のいずれか遅い時
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	この契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時

(※) 第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、「第1回保険料を当社が受け取った時」となります。

4. 保険金等をお支払いできない場合等

つぎのような場合には、保険金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

- ◆ 免責事由に該当した場合

例: 責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、死亡保険金受取人等の故意または重大な過失による被保険者の死亡

- ◆ 保険金等のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合

- 保険金等のお支払い(保険料のお払込みの免除を含む)は、その原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合に限りです。約款に特に定めがない限り、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には支払事由に該当しません。

- ◆ 正しく告知いただかなかったため、ご契約または特約が解除された場合

- ◆ 重大事由により解除された場合

- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

- ◆ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

- ◆ 保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

- ◆ 保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

5. 契約確認・保険金給付金確認制度について

- ◆ 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後、または保険金等のご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6. 払込猶予期間とご契約の効力

- ◆ 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ◆ 払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、**ご契約の効力はなくなります(失効)**。ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から末日までとなります。払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は責任開始日にさかのぼって無効となります。

7. 効力を失ったご契約の復活

- ◆ 効力を失ったご契約でも、失効日から**3年以内**であればご契約の復活をお申込みいただけます。
- ◆ この場合、改めて告知または診査をしていただき、失効していた期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。(ただし、健康状態などによっては復活ができないことがあります。)
- ◆ 当社が復活を承諾した場合には、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

8. ご契約の解約と解約返戻金

- ◆ お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、お払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。

9. 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ）して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

《現在のご契約についての留意事項》

- 多くの場合、**解約返戻金はお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。**特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- 新たなご契約が解除となったとしても、**解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります（解約された場合は元に戻すことはできません）。**

《新たなご契約についての留意事項》

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、お引受けできない場合や特別な条件をつけてお引受けする場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 新たなご契約の責任開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと診断確定されても、保険金等のお支払いができません。
- 新たなご契約の責任開始日から起算して3年以内の自殺の場合には、保険金等をお支払いできない場合があります。

10. 保険金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）9時～12時、13時～17時
ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

11. 保険金等のご請求について

- ◆ 保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社（募集人、最寄りの支店または当社の総合サービスセンター）にご連絡ください。
- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。**
- ◆ ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- ◆ 保険金等の代理請求について
 - 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、あらかじめ指定された指定代理請求人が代わりにご請求いただけます。
 - **ご契約者は代理請求人となられる方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。**

12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◆ (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<http://www.seiho.or.jp/>)
- ◆ 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては当社の総合サービスセンターへご連絡ください。

AIG富士生命総合サービスセンター: TEL 0120-211-901

受付時間:月～金(祝日・年末年始を除きます) 9時～17時